

川崎市報酬及び費用弁償額並びにその支給条例の一部を改正する条例をここ  
に公布する。

令和 7 年 1 月 26 日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市条例第 69 号

## 川崎市報酬及び費用弁償額並びにその支給条例の一部を改正する条例

川崎市報酬及び費用弁償額並びにその支給条例（昭和22年川崎市条例第1  
2号）の一部を次のように改正する。

第1条第6項中「ときは」の次に「、川崎市附属機関設置条例（平成27年  
川崎市条例第1号）別表第2に規定する川崎市学校事故等詳細調査委員会」を  
加える。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。